

共通仕様書土木工事編 [ I ] 新旧対照表

改正内容	新 (平成 2 6 年 1 0 月 1 日)	旧 (平成 2 5 年 1 0 月 1 日)
<p>第 1 編 第 1 章 総則 1-1-1 適用</p> <p>○ホームページ アドレスの改正</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 総 則 1-1-1 適 用</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「福島県土木部工事監督員執務要綱」<sup>1)</sup> 及び「福島県工事検査実施要綱」<sup>2)</sup> に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15、福島県財務規則<sup>3)</sup> 及び福島県工事請負契約約款<sup>4)</sup>（以下「約款」という。）に基づくものであることを認識しなければならない。 ※1)、2)、3)、4) は福島県のホームページに記載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kantoku-kensa-seiseki.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kantoku-kensa-seiseki.html</a>                  2) <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/</a>                  3) <a href="http://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf">http://krk400.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf</a>                  4) <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-4.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-4.html</a></p> </div> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p style="text-align: center;">-3-</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 総 則 1-1-1 適 用</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、「福島県土木部工事監督員執務要綱」<sup>1)</sup> 及び「福島県工事検査実施要綱」<sup>2)</sup> に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15、福島県財務規則<sup>3)</sup> 及び福島県工事請負契約約款<sup>4)</sup>（以下「約款」という。）に基づくものであることを認識しなければならない。 ※1)、2)、3)、4) は福島県のホームページに記載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1) 及び 2) <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=19848">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=19848</a>                  3) <a href="http://www1.g-reiki28e/reiki.html">http://www1.g-reiki28e/reiki.html</a>                  4) <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=14563">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=14563</a></p> </div> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p style="text-align: center;">-3-</p>
<p>第 1 編 第 1 章 総則 1-1-3 「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い</p> <p>○ホームページ アドレスの改正</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1-1-3 「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い</p> <p>1. 受注者は、「ふくしま公共施設ユニバーサルデザイン指針」<sup>1)</sup>（以下「UD指針」という。）に基づき施工しなければならない。また、進歩に合わせて「UDチェックリスト」<sup>2)</sup>により確認し、必要に応じ工事完成後に監督員へ提出しなければならない。 ※1)、2) は福島県のホームページに掲載 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025a/doboku-ud.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025a/doboku-ud.html</a></p> <p>2. 受注者は、設計図書の照査において指針と設計図書との相違を発見した場合は、監督員に協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p style="text-align: center;">-6-</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1-1-3 「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い</p> <p>1. 受注者は、「ふくしま公共施設ユニバーサルデザイン指針」<sup>1)</sup>（以下「UD指針」という。）に基づき施工しなければならない。また、進歩に合わせて「UDチェックリスト」<sup>2)</sup>により確認し、必要に応じ工事完成後に監督員へ提出しなければならない。 ※1)、2) は福島県のホームページに掲載 <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21639">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21639</a></p> <p>2. 受注者は、設計図書の照査において指針と設計図書との相違を発見した場合は、監督員に協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p style="text-align: center;">-6-</p>

共通仕様書土木工事編 [ I ] 新旧対照表

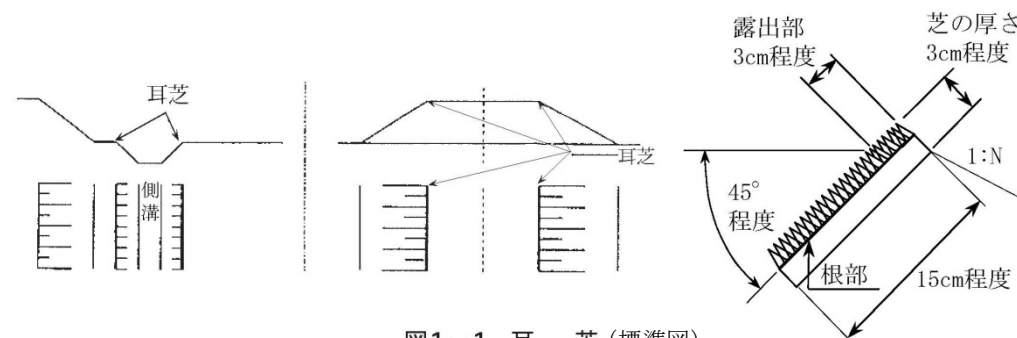
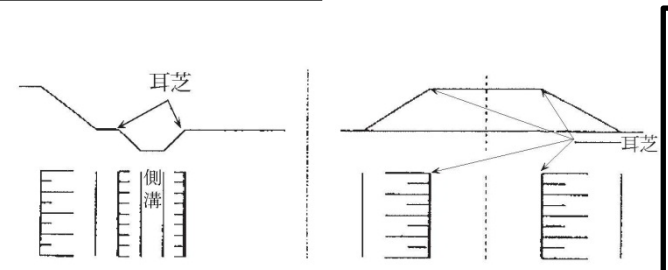
改正内容	新 (平成 2 6 年 1 0 月 1 日)	旧 (平成 2 5 年 1 0 月 1 日)
<p>第 1 編 第 1 章 総則 1-1-14 施工体制台帳</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>(略)</p> <p>1-1-14 施工体制台帳 1. 受注者は、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」<sup>1)</sup> (以下「要綱」という。) を遵守すること。 ※ 1) は福島県のホームページに掲載 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-6.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-6.html</a> 2. 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額 (当該下</p>	<p>(略)</p> <p>1-1-14 施工体制台帳 1. 受注者は、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」<sup>1)</sup> (以下「要綱」という。) を遵守すること。 ※ 1) は福島県のホームページに掲載 <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=15408">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=15408</a> 2. 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額 (当該下</p>
<p>第 1 編 第 1 章 総則 1-1-40 諸法令の遵守</p> <p>○条例の追記</p>	<p>(72) 著作権法 (昭和 45 年 法律第 48 号) (73) 電波法 (昭和 25 年 法律第 131 号) (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年 法律第 131 号) (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年 法律第 84 号) (76) 農薬取締法 (昭和 23 年 法律第 82 号) (77) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年 法律第 303 号) (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年 法律第 51 号) (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年 法律第 18 号) (80) 警備業法 (昭和 47 年 法律第 117 号) (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 法律第 58 号) (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年 法律第 91 号) (83) 福島県県道の構造の技術的基準を定める条例 (平成 24 年 福島県条例 104 号) (84) 福島県県道に設ける道路標識の寸法を定める条例 (平成 24 年 福島県条例 105 号) (85) 福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例 (平成 24 年 福島県条例 106 号) (86) 福島県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例 (平成 24 年 福島県条例 109 号)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(72) 著作権法 (昭和 45 年 法律第 48 号) (73) 電波法 (昭和 25 年 法律第 131 号) (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年 法律第 131 号) (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年 法律第 84 号) (76) 農薬取締法 (昭和 23 年 法律第 82 号) (77) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年 法律第 303 号) (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年 法律第 51 号) (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年 法律第 18 号) (80) 警備業法 (昭和 47 年 法律第 117 号) (81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 法律第 58 号) (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年 法律第 91 号) (83) 福島県県道の構造の技術的基準を定める条例 (平成 24 年 福島県条例 104 号) (84) 福島県県道に設ける道路標識の寸法を定める条例 (平成 24 年 福島県条例 105 号) (85) 福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例 (平成 24 年 福島県条例 106 号)</p> <p>(以下略)</p>

共通仕様書土木工事編 [ I ] (平成 26 年 10 月 1 日) 正誤表

改正内容	正	誤
第 1 編 第 2 章 土工 2-4-5 路床盛土工  ○参照先の番号 の修正	(略)  2-4-5 路床盛土工 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略) 11. 路床盛土の締固め度については、第 1 編 1-1-2 9 施工管理第 8 項の規定 によるものとする。 12. (略)	(略)  2-4-5 路床盛土工 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略) 11. 路床盛土の締固め度については、第 1 編 1-1-2 9 施工管理第 9 項の規定 によるものとする。 12. (略)

共通仕様書土木工事編 [ I ] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)
<p>第1編 第1章 総則 1-1-54 各種要領・参考資料等</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>(略)</p> <p>1-1-54 各種要領・参考資料等</p> <p>1. 福島県土木部技術管理課のホームページから入手できる資料 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/</a></p> <p>(1) ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025a/doboku-ud.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025a/doboku-ud.html</a></p> <p>(2) 工事監督・検査に関する基準について</p> <p>① 福島県土木部工事監督員執務要綱</p> <p>② 福島県工事検査基準</p> <p>③ 福島県工事検査実施要項 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kantoku-kensa-seiseki.html">①http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kantoku-kensa-seiseki.html</a> <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/">②及び③http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/</a></p> <p>2. 国土交通省総合政策局のホームページから入手できる資料 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/index.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/index.html</a></p> <p>(1) 排出ガス対策関係</p> <p>① 排出ガス対策型建設機械指定要領</p> <p>② 第3次排出ガス対策型建設機械指定要領</p> <p>(2) 騒音・振動対策関係</p> <p>① 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</p> <p>② 低騒音型・低振動型建設の指定に関する規定</p> <p>3. 厚生労働省のホームページから入手できる資料</p> <p>(1) 手すり先行工法等に関するガイドライン <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei26/dl/06.pdf">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei26/dl/06.pdf</a></p> <p style="text-align: center;">-52-</p>	<p>(略)</p> <p>1-1-54 各種要領・参考資料等</p> <p>1. 福島県土木部技術管理課のホームページから入手できる資料 <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=19848">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=19848</a></p> <p>(1) ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針 <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21639">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21639</a></p> <p>(2) 工事監督・検査に関する基準について</p> <p>① 福島県土木部工事監督員執務要綱</p> <p>② 福島県工事検査基準</p> <p>③ 福島県工事検査実施要項 <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=19848">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=19848</a></p> <p>2. 国土交通省総合政策局のホームページから入手できる資料 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/index.html">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/index.html</a></p> <p>(1) 排出ガス対策関係</p> <p>① 排出ガス対策型建設機械指定要領</p> <p>② 第3次排出ガス対策型建設機械指定要領</p> <p>(2) 騒音・振動対策関係</p> <p>① 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</p> <p>② 低騒音型・低振動型建設の指定に関する規定</p> <p>3. 厚生労働省のホームページから入手できる資料</p> <p>(1) 手すり先行工法等に関するガイドライン <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei01.html">http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei01.html</a></p> <p style="text-align: center;">-51-</p>
<p>第1編 第1章 総則 1-1-54 各種要領・参考資料等</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p> <p>第1編 第1章 総則 1-1-55 共通仕様書の改正・訂正</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>4. (社)福島県産業廃棄物協会のホームページから入手できる資料</p> <p>(1) 「産業廃棄物中間処理による標準減量化率」の制定について <a href="http://www.fukushima-sanpai.jp/news/?page=11">http://www.fukushima-sanpai.jp/news/?page=11</a></p> <p>5. グリーン購入法特定調達物品情報提供システム <a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html</a></p> <p>6. 福島県生活環境部環境共生課のホームページから入手できる資料</p> <p>(1) うつくしま, エコ・リサイクル製品情報 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/ecorecycle-system.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/ecorecycle-system.html</a></p> <p>7. 福島県生活環境部 産業廃棄物課のホームページから入手できる資料</p> <p>(1) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告制度について <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku021.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku021.html</a></p> <p>8. 福島県総務部入札監理課のホームページから入手できる資料 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/0115c/">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/0115c/</a></p> <p>(1) 福島県工事請負契約約款</p> <p>(2) 福島県元請・下請関係適正化指導要綱</p> <p>(3) 建設工事等の入札に関する要綱, 様式等</p> <p>(4) 低入札価格調査に関すること</p> <p>1-1-55 共通仕様書の改正・訂正</p> <p>1. この共通仕様書は福島県土木部技術管理課のホームページからダウンロードできます。</p> <p>2. 共通仕様書に改正及び訂正のあった場合はホームページでお知らせします。 <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html</a></p> <p style="text-align: center;">-52-~-53-</p>	<p>4. (社)福島県産業廃棄物協会のホームページから入手できる資料</p> <p>(1) 「産業廃棄物中間処理による標準減量化率」の制定について <a href="http://www.fukushima-sanpai.jp/info/news.php">http://www.fukushima-sanpai.jp/info/news.php</a></p> <p>5. グリーン購入法特定調達物品情報提供システム <a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/index.html</a></p> <p>6. 福島県生活環境部環境共生課のホームページから入手できる資料</p> <p>(1) うつくしま, エコ・リサイクル製品情報 <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=13635">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=13635</a></p> <p>7. 福島県生活環境部一般廃棄物課・産業廃棄物課のホームページから入手できる資料</p> <p>(1) 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 交付等状況報告制度について <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=11066">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=11066</a></p> <p>8. 福島県総務部入札監理課のホームページから入手できる資料 <a href="http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=10119">http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=10119</a></p> <p>(1) 福島県工事請負契約約款</p> <p>(2) 福島県元請・下請関係適正化指導要綱</p> <p>(3) 建設工事等の入札に関する要綱, 様式等</p> <p>(4) 低入札価格調査に関すること</p> <p>1-1-55 共通仕様書の改正・訂正</p> <p>1. この共通仕様書は福島県土木部技術管理課のホームページからダウンロードできます。</p> <p>2. 共通仕様書に改正及び訂正のあった場合はホームページでお知らせします。 <a href="http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21638">http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=21638</a></p> <p style="text-align: center;">-52-</p>

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)																			
<p>第2編 第2章 土木工事材料 2-3-4 アスファルト用再生骨材</p> <p>○アスファルトコンクリート再生骨材の品質に圧裂係数の文言を追記</p>	<p>(略)</p> <p>表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="489 367 1394 514"> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td>％</td> <td>3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度 1/10mm</td> <td>20以上</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数 MPa/mm</td> <td>1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td>％</td> <td>5以下</td> </tr> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。                  [注2] アスファルトコンクリート骨材は、通常20～13mm, 13～5mm, 5～0mmの3種類の粒度や20～13mm, 13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13mm～0mmの粒度区分のものに適用する。                  [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm, 5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。                  [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。                  [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により求める。                  [注6] アスファルト混合物の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。                  [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p> <p>-117-～-118-</p>	旧アスファルトの含有量	％	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下	骨材の微粒分量	％	5以下	<p>(略)</p> <p>表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</p> <table border="1" data-bbox="1617 367 2775 567"> <thead> <tr> <th>項目 名称</th> <th>旧アスファルト含有量 (%)</th> <th>旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm</th> <th>骨材の微粒分量試験で 75μmを通過する量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規 格 値</td> <td>3.8以上</td> <td>20以上</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各項目は13～0mmの粒度区分のものに適用する。                  [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。                  [注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103(骨材の微粒分量試験試験方法)により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75μmふるいとどまるものと、水洗い後の75μmふるいとどまるものを乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである(旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う)。</p> <p>-114-</p>	項目 名称	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で 75μmを通過する量 (%)	規 格 値	3.8以上	20以上	5以下
旧アスファルトの含有量	％	3.8以上																			
旧アスファルトの性状	針入度 1/10mm	20以上																			
	圧裂係数 MPa/mm	1.70以下																			
骨材の微粒分量	％	5以下																			
項目 名称	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で 75μmを通過する量 (%)																		
規 格 値	3.8以上	20以上	5以下																		
<p>第3編 第1章一般施工 1-3-7 植生工</p> <p>○文言の修正 ○図の追記</p>	<p>6. 受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に _____ 張る芝をいうものとする。なお、図1-1によりがたい場合は、施工方法について監督員と協議すること。</p>  <p>図1-1 耳 芝 (標準図)</p> <p>7. 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽</p> <p>-164-</p>	<p>(略)</p> <p>6. 受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に添って天端に巾10～15cm程度に張る芝をいうものとする。 _____</p>  <p>図1-1 耳 芝 _____</p> <p>7. 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽</p> <p>(なし)</p> <p>-160-</p>																			

共通仕様書土木工事編 [ I ] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)																																																
第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-3 かごマ ット  ○全面改正	(略) 1-13-3 かごマット 1. かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(平成21年4月24日改訂)(以下「鉄製籠型基準」という。)によるほか、図面及び以下による。  -534-	(略) 1-13-3 かごマット 1. かごマットの材質、規格及び仕様については、図面及び以下によるものとする。 なお、以下に示す規格以外の線材等を用いた製品を使用する場合は、これと同等品以上のものを仕様できるものとし、監督員と別途協議するものとする。  -530-																																																
第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-3 かごマ ット  ○全面改正	2. 要求性能 線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的機試験機関の試験結果を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は設計図書によるとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。 3. 表示標の提出 受注者は、納入された製品について監督員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督員に提出しなければならない。 また、監督員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。  -535-	① 金網の規格寸法は下表のとおりとする。  かごマット用かご網の規格表 (かご厚・50 cm) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>部材名</th> <th>網線径</th> <th>枠及び骨線径</th> <th>網目径</th> <th>使用線材名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">蓋金網</td> <td rowspan="2">5.0 mm</td> <td rowspan="2">6.0 mm</td> <td rowspan="2">菱形 65 mm</td> <td>粗面メッキ鉄線 (網線のみ)</td> </tr> <tr> <td>滑面メッキ鉄線 (枠・骨線)</td> </tr> <tr> <td>その他の金網</td> <td>4.0 mm</td> <td>6.0 mm</td> <td>菱形 100 mm</td> <td>滑面メッキ鉄線</td> </tr> </tbody> </table> かごマット用かご網の規格表 (かご厚・30 cm) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>部材名</th> <th>網線径</th> <th>枠及び骨線径</th> <th>網目径</th> <th>使用線材名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">蓋金網</td> <td rowspan="2">4.0 mm</td> <td rowspan="2">5.0 mm</td> <td rowspan="2">菱形 65 mm</td> <td>粗面メッキ鉄線 (網線のみ)</td> </tr> <tr> <td>滑面メッキ鉄線 (枠・骨線)</td> </tr> <tr> <td>その他の金網</td> <td>3.2 mm</td> <td>4.0 mm</td> <td>菱形 75 mm</td> <td>滑面メッキ鉄線</td> </tr> </tbody> </table> ② 線材の品質規格等は1, 2及び3に適合するものとする。 ③ 網線と枠線との結び合わせは、1.5回以上直接巻き付けた形式で、線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については1.5回以上巻きとするが、リング状に加工してもよいものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。 ④ 連結の方法はコイル式としコイルの規格は次表のとおりとする。コイルで連結する長さは、側網と仕切り網流水方向の底網と底網,および全構造の外周部については接続長の全長を連結するものとする。その他の部分は接続長の1/2以上(1本/m)を連結すること。また、連結終了時のコイル線の両端末は内面に向けるものとする。  連結コイル線 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>線径</th> <th>コイル径</th> <th>連結支点の間隔</th> <th>コイル長</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 mm以上</td> <td>50 mm以下</td> <td>80 mm以下</td> <td>(高さ方向 30 cm) (その他) 50 cm以上</td> </tr> </tbody> </table> ※ ( ) 内は、かご厚 30 cmの場合  -531-	部材名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名	蓋金網	5.0 mm	6.0 mm	菱形 65 mm	粗面メッキ鉄線 (網線のみ)	滑面メッキ鉄線 (枠・骨線)	その他の金網	4.0 mm	6.0 mm	菱形 100 mm	滑面メッキ鉄線	部材名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名	蓋金網	4.0 mm	5.0 mm	菱形 65 mm	粗面メッキ鉄線 (網線のみ)	滑面メッキ鉄線 (枠・骨線)	その他の金網	3.2 mm	4.0 mm	菱形 75 mm	滑面メッキ鉄線	線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	(略)	5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	(高さ方向 30 cm) (その他) 50 cm以上							
部材名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名																																														
蓋金網	5.0 mm	6.0 mm	菱形 65 mm	粗面メッキ鉄線 (網線のみ)																																														
				滑面メッキ鉄線 (枠・骨線)																																														
その他の金網	4.0 mm	6.0 mm	菱形 100 mm	滑面メッキ鉄線																																														
部材名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名																																														
蓋金網	4.0 mm	5.0 mm	菱形 65 mm	粗面メッキ鉄線 (網線のみ)																																														
				滑面メッキ鉄線 (枠・骨線)																																														
その他の金網	3.2 mm	4.0 mm	菱形 75 mm	滑面メッキ鉄線																																														
線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	(略)																																														
5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	(高さ方向 30 cm) (その他) 50 cm以上																																															
第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-3 かごマ ット  ○全面改正	要求性能の確認方法 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">線材に要求される性能</td> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ浴脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> <tr> <td>強度</td> <td>洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること</td> <td>引張試験 (JIS G 0594に準拠)</td> <td>—</td> <td>引張強さ 290N/mm以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耐久性</td> <td rowspan="2">淡水中での耐用年数30年程度を確保すること</td> <td>腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)</td> <td>塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間</td> <td>メッキ残存量 30g/m<sup>2</sup>以上</td> </tr> <tr> <td>線材摩耗試験</td> <td>回転数 20,000回転</td> <td></td> </tr> <tr> <td>均質性</td> <td>性能を担保する品質の均質性を確保していること</td> <td colspan="3">鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td>環境適合性</td> <td>周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと</td> <td colspan="3">鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記性能に加えて蓋材に要求される性能</td> <td>摩擦抵抗 (短期性能型)</td> <td>作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>面的摩擦試験 または 線の摩擦試験</td> <td>—</td> <td>摩擦係数 0.90以上</td> </tr> <tr> <td>摩擦抵抗 (長期性能型)</td> <td>供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること</td> <td>線材摩耗試験の線の摩擦試験 または 面材摩耗試験の面的摩擦試験</td> <td>[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転</td> <td>摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)</td> </tr> </tbody> </table> [注1] 確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的な線材の品質管理試験を行うものとする。 [注2] メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督員に提出し、確認を受けなければならない。  -536-	項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ浴脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	強度	洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 0594に準拠)	—	引張強さ 290N/mm以上	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上	線材摩耗試験	回転数 20,000回転		均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと			環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと			上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験 または 線の摩擦試験	—	摩擦係数 0.90以上	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線の摩擦試験 または 面材摩耗試験の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)	
項目	要求性能			確認方法																																														
		試験方法	試験条件	基準値																																														
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ浴脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																													
	強度	洗濯時の破断抵抗及び洗濯に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 0594に準拠)	—	引張強さ 290N/mm以上																																													
	耐久性	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594に準拠)	塩素イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上																																													
			線材摩耗試験	回転数 20,000回転																																														
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと																																															
環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出ししないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと																																																
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験 または 線の摩擦試験	—	摩擦係数 0.90以上																																													
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線の摩擦試験 または 面材摩耗試験の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数100回転	摩擦係数 0.90以上 (初期摩耗後)																																													

共通仕様書土木工事編 [ I ] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)																																																								
<p>第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-3 かごマ ット</p> <p>○全面改正</p>	<p>4. 網の結束 側網, 仕切り網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし, 特殊部でこれにより難しい場合は監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>5. 結束方法 鋼線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし, 蓋金網の端部については1.5回以上巻きとするが, リング方式でも良いものとする。また, いかなる部位においても溶接は行っていない。</p> <p>6. 連結方法 連結の方法はコイル式とする。また, 側網と仕切り網, 流水方向の底網と底網, 外周部については, 接続長の全長を連結するものとし, その他の部部は接続長1/2以上 (1本/m) を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">連結コイル線</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>線 径</th> <th>コイル径</th> <th>連結支点の間隔</th> <th>コイル長</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5 mm以上</td> <td style="text-align: center;">50 mm以下</td> <td style="text-align: center;">80 mm以下</td> <td style="text-align: center;">(高さ方向 30 cm) (その他 50 cm以上) 50cm 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] コイル長の上段: ( ) 書きは, 籠の厚さ 30 cm規格の場合</p>	線 径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	(略)	5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	(高さ方向 30 cm) (その他 50 cm以上) 50cm 以上	<p>2. 線材の品質・規格及び管理試験等は下表によるものとする。</p> <p>①滑面メッキ鉄線 (本体金網及び蓋の枠・骨材)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>試験場所</th> <th>試験項目</th> <th>規 格 値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">メッキ工場</td> <td>線 径</td> <td style="text-align: center;"> <math>\left. \begin{matrix} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{matrix} \right\} \text{※1}</math> </td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td style="text-align: center;">290N/mm<sup>2</sup>以上</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 の 4.3</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>巻付け性</td> <td style="text-align: center;">線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td style="text-align: center;">アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下</td> <td style="text-align: center;">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td style="text-align: center;">300 g/m<sup>2</sup>以上</td> <td style="text-align: center;">JIS H 0401 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">公的機関</td> <td>線 径</td> <td style="text-align: center;"> <math>\left. \begin{matrix} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{matrix} \right\} \text{※1}</math> </td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td style="text-align: center;">290N/mm<sup>2</sup>以上</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td style="text-align: center;">アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下</td> <td style="text-align: center;">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td style="text-align: center;">300 g/m<sup>2</sup>以上</td> <td style="text-align: center;">JIS H 0401 準拠</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に 1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約1tとする。)</p> <p>※1: { } 書きは 30 cm規格, [ ] 書きは 50 cm規格</p>	試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度	メッキ工場	線 径	$\left. \begin{matrix} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{matrix} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回	巻付け性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	5 巻線に 1 回	メッキ付着量	300 g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	5 巻線に 1 回	公的機関	線 径	$\left. \begin{matrix} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{matrix} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回	メッキ付着量	300 g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回
線 径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	(略)																																																						
5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	(高さ方向 30 cm) (その他 50 cm以上) 50cm 以上																																																							
試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度																																																						
メッキ工場	線 径	$\left. \begin{matrix} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{matrix} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回																																																						
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回																																																						
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回																																																						
	巻付け性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回																																																						
	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	5 巻線に 1 回																																																						
	メッキ付着量	300 g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	5 巻線に 1 回																																																						
公的機関	線 径	$\left. \begin{matrix} 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{matrix} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回																																																						
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回																																																						
	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回																																																						
	メッキ付着量	300 g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回																																																						



改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)																																																																																																														
第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-3 かごマ ット  ○かごマット全 面改正	<p style="text-align: center;"><b>線材の品質管理試験の内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th style="width: 15%;">基準値</th> <th style="width: 20%;">試験方法</th> <th style="width: 10%;">試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">工場</td> <td rowspan="2">線径</td> <td>3.2±0.09mm</td> <td rowspan="2">JIS G 3547準拠</td> <td rowspan="2">5巻線※1に1回</td> </tr> <tr> <td>4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm<sup>2</sup>以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法, またはICP発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">公的試験機関</td> <td rowspan="2">線径</td> <td>3.2±0.09mm</td> <td rowspan="2">JIS G 3547準拠</td> <td rowspan="2">200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm<sup>2</sup>以上</td> <td>JIS G 3547準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法, またはICP発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS H 0401準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">摩擦抵抗 (蓋材のみ)</td> <td rowspan="2"></td> <td>短期性能型 摩擦係数0.90以上</td> <td>面材摩擦試験, または線の摩擦試験</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩擦後)</td> <td>線材摩擦試験後の線の摩擦試験 または 面材摩擦試験後の面的摩擦試験</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] ※1 巻線とは、工場における製造単位を言い、約1tとする                      ※2 メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。                      なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着量の試験項目を省略できるものとする。</p> <p>[注2] 線径の基準値の ( ) 書きは、30cm規格, [ ] 書きは、50cm規格</p> <p>[注3] メッキ鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">- 538 -</p>	項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	線径	3.2±0.09mm	JIS G 3547準拠	5巻線※1に1回	4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法, またはICP発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回	公的試験機関	線径	3.2±0.09mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法, またはICP発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回	摩擦抵抗 (蓋材のみ)		短期性能型 摩擦係数0.90以上	面材摩擦試験, または線の摩擦試験	200巻線に1回	長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩擦後)	線材摩擦試験後の線の摩擦試験 または 面材摩擦試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回	<p style="text-align: center;">② 粗面メッキ鉄線 (蓋金網部)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">試験場所</th> <th style="width: 10%;">試験項目</th> <th style="width: 15%;">規格値</th> <th style="width: 15%;">試験方法</th> <th style="width: 10%;">試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">メッキ工場</td> <td rowspan="2">線径</td> <td>{4.0±0.10mm} ※1</td> <td rowspan="2">JIS G 3547 準拠</td> <td rowspan="2">5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>{5.0±0.12mm} ※1</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm<sup>2</sup>以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547の4.3</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付け性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>亜鉛 87%以下※2 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上</td> <td>原子吸光分析法 又は ICP 発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>220g/m<sup>2</sup>以上※2</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">公的機関</td> <td rowspan="2">線径</td> <td>{4.0±0.10mm} ※1</td> <td rowspan="2">JIS G 3547 準拠</td> <td rowspan="2">200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>{5.0±0.12mm} ※1</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm<sup>2</sup>以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>亜鉛 87%以下※2 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上</td> <td>原子吸光分析法 又は ICP 発光分析法</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>220g/m<sup>2</sup>以上※2</td> <td>JIS H 0401 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約1tとする。)</p> <p>※1 : { } 書きは 30cm規格, ( ) 書きは 50cm規格</p> <p>※2 : メッキ成分が「亜鉛 90%以下, アルミニウム 10%以上」の場合は、メッキ付着量は 660g/m<sup>2</sup>以上とする。</p> <p>3. 蓋金網の粗面性に関する品質・規格及び管理試験等は設計図書によるものとする。</p> <p>4. 現場搬入時のかご網ユニット製品については、底網、蓋網、側網および仕切り網ごとに、そのユニットの網線に使用した線材の製造過程におけるメッキ工場名及びメッキ線製造年月日を記載した「表示標」をつけること。</p> <p>5. 現地においては、施工面積 2,000 m<sup>2</sup>ごと、または 2,000 m<sup>2</sup>に満たない場合は 1 工事単位ごとに、監督員が 1 枚摘出して指示する「表示標」に記載されている線材及びその線材を用いた蓋金網の粗面性について、各々に該当する工場における品質試験結果を提出すること。さらに、同「表示標」に示されている線材番号に近い番号の線材及びその線材を用いた蓋金網の粗面性に関する公的機関における品質試験成績照明書を提出すること。</p> <p>6. 枠線、骨線、コイル線について、1 工事単位ごとにメッキ工場、公的機関における品質試験結果を提出すること。</p> <p>7. 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。</p> <p style="text-align: center;">- 533 -</p>	試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度	メッキ工場	線径	{4.0±0.10mm} ※1	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	{5.0±0.12mm} ※1	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	メッキ成分	亜鉛 87%以下※2 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上	原子吸光分析法 又は ICP 発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	220g/m <sup>2</sup> 以上※2	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回	公的機関	線径	{4.0±0.10mm} ※1	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	{5.0±0.12mm} ※1	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	メッキ成分	亜鉛 87%以下※2 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上	原子吸光分析法 又は ICP 発光分析法	200巻線に1回	メッキ付着量	220g/m <sup>2</sup> 以上※2	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回
	項目	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																											
工場	線径	3.2±0.09mm	JIS G 3547準拠	5巻線※1に1回																																																																																																												
		4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm																																																																																																														
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法, またはICP発光分析法	5巻線に1回																																																																																																												
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	5巻線に1回																																																																																																												
公的試験機関	線径	3.2±0.09mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																												
		4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm																																																																																																														
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回																																																																																																												
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																												
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法, またはICP発光分析法	200巻線に1回																																																																																																												
	メッキ付着量	※2	JIS H 0401準拠	200巻線に1回																																																																																																												
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)		短期性能型 摩擦係数0.90以上	面材摩擦試験, または線の摩擦試験	200巻線に1回																																																																																																											
長期性能型 摩擦係数0.90以上 (初期摩擦後)			線材摩擦試験後の線の摩擦試験 または 面材摩擦試験後の面的摩擦試験	200巻線に1回																																																																																																												
試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度																																																																																																												
メッキ工場	線径	{4.0±0.10mm} ※1	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																												
		{5.0±0.12mm} ※1																																																																																																														
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																												
	メッキ成分	亜鉛 87%以下※2 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上	原子吸光分析法 又は ICP 発光分析法	5巻線に1回																																																																																																												
	メッキ付着量	220g/m <sup>2</sup> 以上※2	JIS H 0401 準拠	5巻線に1回																																																																																																												
公的機関	線径	{4.0±0.10mm} ※1	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																												
		{5.0±0.12mm} ※1																																																																																																														
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																												
	メッキ成分	亜鉛 87%以下※2 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上	原子吸光分析法 又は ICP 発光分析法	200巻線に1回																																																																																																												
メッキ付着量	220g/m <sup>2</sup> 以上※2	JIS H 0401 準拠	200巻線に1回																																																																																																													
第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-3 かごマ ット  ○かごマット全 面改正	<p>7. かごマットの詰石の施工                      受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。</p> <p>8. かごマットの中詰用ぐり石                      受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さ 30cm の場合は 5~15cm、かごマットの厚さが、50cm の場合は 15~20cm の大きさとし、かごマットの編目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">- 539 -</p>	<p style="text-align: center;">- 533 -</p>																																																																																																														



共通仕様書土木工事編 [ I ] 新旧対照表

改正内容	新 (平成 2 6 年 1 0 月 1 日)	旧 (平成 2 5 年 1 0 月 1 日)																																			
<p>第 5 編 第 1 章 築堤・護岸 1-13-4 かごマ ット(多段積み)</p> <p>○1-13-3 かご マットに統合し たことにより削 除</p>	<p>(削除)</p>	<p>1-13-4 かごマット (多段積み)</p> <p>1. かごマットの材質、規格及び仕様については、図面及び以下によるものとする。なお、それ以外に示す規格以外の線材等を用いた製品を使用する場合は、これと同等品以上のものを使用出来るものとし、監督員と別途協議するものとする。</p> <p>① 金網の規格寸法は下表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">かごマットの規格表 (かご厚・50 cm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部 材 名</th> <th style="text-align: center;">網線径</th> <th style="text-align: center;">枠及び骨線径</th> <th style="text-align: center;">網目径</th> <th style="text-align: center;">使用線材名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">蓋 金 網</td> <td style="text-align: center;">5.0 mm</td> <td style="text-align: center;">6.0 mm</td> <td style="text-align: center;">菱形 65 mm</td> <td style="text-align: center;">網線・粗面メッキ鉄線</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前 平 網</td> <td style="text-align: center;">5.0 mm</td> <td style="text-align: center;">6.0 mm</td> <td style="text-align: center;">菱形 65 mm</td> <td style="text-align: center;">枠・骨線・滑面メッキ鉄線</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前 直 網</td> <td style="text-align: center;">5.0 mm</td> <td style="text-align: center;">6.0 mm</td> <td style="text-align: center;">菱形 65 mm</td> <td style="text-align: center;">滑面メッキ鉄線</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の金網</td> <td style="text-align: center;">4.0 mm</td> <td style="text-align: center;">6.0 mm</td> <td style="text-align: center;">菱形 100 mm</td> <td style="text-align: center;">滑面メッキ鉄線</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 線材の品質規格等は 1, 2 及び 3 に適合するものとする。</p> <p>③ 網線と枠線との結び合わせは、1.5 回以上直接巻き付けた形式で、線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋網の端部については 1.5 回以上巻きとするが、網目 65 mm の場合で、径 5 mm の網線の枠線 (6 mm) への結束は、リング状に加工してもよいものとする。この場合の巻付け回数は 1.5 回以上とし、リングの径は極力小さくすること。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。</p> <p>④ 連結の方法はコイル式とし下表のとおりとする。また、接続長の全長を連結するものとし、底網や表面に出ない側網については接続長の 1/2 以上 (1 本/m) を連結すること。連結終了時のコイル両端の線端末は内側に向けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">連結コイル線</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">線 径</th> <th style="text-align: center;">コイル径</th> <th style="text-align: center;">連結支 点の 間 隔</th> <th style="text-align: center;">コイル長</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5 mm</td> <td style="text-align: center;">50 mm 以下</td> <td style="text-align: center;">80 mm 以下</td> <td style="text-align: center;">50 cm 以上</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 材 名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名	蓋 金 網	5.0 mm	6.0 mm	菱形 65 mm	網線・粗面メッキ鉄線	前 平 網	5.0 mm	6.0 mm	菱形 65 mm	枠・骨線・滑面メッキ鉄線	前 直 網	5.0 mm	6.0 mm	菱形 65 mm	滑面メッキ鉄線	その他の金網	4.0 mm	6.0 mm	菱形 100 mm	滑面メッキ鉄線	線 径	コイル径	連結支 点の 間 隔	コイル長	(略)	5 mm	50 mm 以下	80 mm 以下	50 cm 以上	(略)
部 材 名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名																																	
蓋 金 網	5.0 mm	6.0 mm	菱形 65 mm	網線・粗面メッキ鉄線																																	
前 平 網	5.0 mm	6.0 mm	菱形 65 mm	枠・骨線・滑面メッキ鉄線																																	
前 直 網	5.0 mm	6.0 mm	菱形 65 mm	滑面メッキ鉄線																																	
その他の金網	4.0 mm	6.0 mm	菱形 100 mm	滑面メッキ鉄線																																	
線 径	コイル径	連結支 点の 間 隔	コイル長	(略)																																	
5 mm	50 mm 以下	80 mm 以下	50 cm 以上	(略)																																	

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)																																																																																																			
<p>第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-4 かごマ ット(多段積み)</p> <p>○1-13-3 かご マットに統合し たことにより削 除</p>	<p>(削除)</p>	<p>2. 線材の品質・規格及び管理試験等は下表によるものとする。</p> <p>① 滑面メッキ鉄線 (本体金網部及び蓋の枠・骨線)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験場所</th> <th style="text-align: center;">試験項目</th> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">試験方法</th> <th style="text-align: center;">試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">メッキ工場</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">線 径</td> <td style="text-align: center;">4.0±0.10 mm</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.0±0.12 mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6.0±0.12 mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引張強さ</td> <td style="text-align: center;">290N/mm<sup>2</sup> 以上</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ねじり特性</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 の 4.3</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">巻付け性</td> <td style="text-align: center;">線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">公的機関</td> <td style="text-align: center;">メッキ成分</td> <td style="text-align: center;">アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下</td> <td style="text-align: center;">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッキ付着量</td> <td style="text-align: center;">300 g/m<sup>2</sup> 以上</td> <td style="text-align: center;">JIS H 0401 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">線 径</td> <td style="text-align: center;">4.0±0.10 mm</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">200 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.0±0.12 mm 6.0±0.12 mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引張強さ</td> <td style="text-align: center;">290N/mm<sup>2</sup> 以上</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッキ成分</td> <td style="text-align: center;">アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下</td> <td style="text-align: center;">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッキ付着量</td> <td style="text-align: center;">300 g/m<sup>2</sup> 以上</td> <td style="text-align: center;">JIS H 0401 準拠</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1 巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約 1 t とする。)</p> <p>② 粗面メッキ鉄線 (蓋金網・前平網)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験場所</th> <th style="text-align: center;">試験項目</th> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> <th style="text-align: center;">試験方法</th> <th style="text-align: center;">試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">メッキ工場</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">線 径</td> <td style="text-align: center;">5.0±0.12 mm</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6.0±0.12 mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引張強さ</td> <td style="text-align: center;">290N/mm<sup>2</sup> 以上</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ねじり特性</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 の 4.3</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">巻付け性</td> <td style="text-align: center;">線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッキ成分</td> <td style="text-align: center;">亜鉛 87%以下 ※1 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上</td> <td style="text-align: center;">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">公的機関</td> <td style="text-align: center;">メッキ付着量</td> <td style="text-align: center;">220 g/m<sup>2</sup> 以上 ※1</td> <td style="text-align: center;">JIS H 0401 準拠</td> <td style="text-align: center;">5 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">線 径</td> <td style="text-align: center;">5.0±0.12 mm</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">200 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6.0±0.12 mm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">引張強さ</td> <td style="text-align: center;">290N/mm<sup>2</sup> 以上</td> <td style="text-align: center;">JIS G 3547 準拠</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッキ成分</td> <td style="text-align: center;">亜鉛 87%以下 ※1 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上</td> <td style="text-align: center;">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">メッキ付着量</td> <td style="text-align: center;">220 g/m<sup>2</sup> 以上 ※1</td> <td style="text-align: center;">JIS H 0401 準拠</td> <td style="text-align: center;">200 巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1 巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約 1 t とする。)</p> <p>※1 : メッキ成分が「亜鉛 90%以下、アルミニウム 10%以上」の場合は、メッキ付着量は 660 g/m<sup>2</sup> 以上とする。</p>	試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度	メッキ工場	線 径	4.0±0.10 mm	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回	5.0±0.12 mm	6.0±0.12 mm	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回	公的機関	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	5 巻線に1回	メッキ付着量	300 g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	5 巻線に1回	線 径	4.0±0.10 mm	JIS G 3547 準拠	200 巻線に1回	5.0±0.12 mm 6.0±0.12 mm	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200 巻線に1回	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に1回	メッキ付着量	300 g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に1回	試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度	メッキ工場	線 径	5.0±0.12 mm	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回	6.0±0.12 mm	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回	メッキ成分	亜鉛 87%以下 ※1 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	5 巻線に1回	公的機関	メッキ付着量	220 g/m <sup>2</sup> 以上 ※1	JIS H 0401 準拠	5 巻線に1回	線 径	5.0±0.12 mm	JIS G 3547 準拠	200 巻線に1回	6.0±0.12 mm	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200 巻線に1回	メッキ成分	亜鉛 87%以下 ※1 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に1回	メッキ付着量	220 g/m <sup>2</sup> 以上 ※1	JIS H 0401 準拠	200 巻線に1回
試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度																																																																																																	
メッキ工場	線 径	4.0±0.10 mm	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回																																																																																																	
		5.0±0.12 mm																																																																																																			
		6.0±0.12 mm																																																																																																			
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回																																																																																																	
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回																																																																																																	
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回																																																																																																	
公的機関	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	5 巻線に1回																																																																																																	
	メッキ付着量	300 g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	5 巻線に1回																																																																																																	
	線 径	4.0±0.10 mm	JIS G 3547 準拠	200 巻線に1回																																																																																																	
		5.0±0.12 mm 6.0±0.12 mm																																																																																																			
引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200 巻線に1回																																																																																																		
メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に1回																																																																																																		
メッキ付着量	300 g/m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に1回																																																																																																		
試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度																																																																																																	
メッキ工場	線 径	5.0±0.12 mm	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回																																																																																																	
		6.0±0.12 mm																																																																																																			
		引張強さ			290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回																																																																																														
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回																																																																																																	
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3547 準拠	5 巻線に1回																																																																																																	
	メッキ成分	亜鉛 87%以下 ※1 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	5 巻線に1回																																																																																																	
公的機関	メッキ付着量	220 g/m <sup>2</sup> 以上 ※1	JIS H 0401 準拠	5 巻線に1回																																																																																																	
	線 径	5.0±0.12 mm	JIS G 3547 準拠	200 巻線に1回																																																																																																	
		6.0±0.12 mm																																																																																																			
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200 巻線に1回																																																																																																	
メッキ成分	亜鉛 87%以下 ※1 アルミ 11%以上 マグネシウム 2%以上	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に1回																																																																																																		
メッキ付着量	220 g/m <sup>2</sup> 以上 ※1	JIS H 0401 準拠	200 巻線に1回																																																																																																		

共通仕様書土木工事編 [ I ] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)																																												
<p>第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-4 かごマット(多段積み)  1-13-5 特殊かごマット(被覆鉄線使用)  ○1-13-3 かごマットに統合したことにより削除</p>	<p>(削除)</p>	<p>3. 蓋金網、蓋前網の粗面性に関する品質・規格及び管理試験等は設計図書によるものとする。 4. 製品については、底網、蓋網、前直網、前平網、後直網および仕切り網ごとに、網線に使用した線材のメッキ工場名およびメッキ線製造年月日を記載した「表示標」をつけること。 5. 現地においては、施工面積2,000㎡ごと、または2,000㎡に満たない場合は1工事単位ごとに、監督員が1枚摘出して指示する「表示標」に記載されている線材及びその線材を用いた蓋金網、前平網の粗面性について、各々に該当する工場における品質試験結果を提出すること。さらに、同「表示標」に示されている線材番号に近い番号の線材並及びその線材を用いた蓋金網の粗面性に関する公的機関における品質試験成績証明書を提出すること。 6. 線、骨線、コイル線について、工事単位ごとにメッキ工場、公的機関における品質試験結果を提出すること。 7. 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。</p> <p>1-13-5 特殊かごマット(被覆鉄線使用) 1. かごマットの材質、規格及び仕様については、図面及び以下によるものとする。 ① 金網の規格寸法は下表のとおりとする。なお、それ以外に示す規格以外の線材等を用いた製品を使用する場合は、これと同等品以上のものを使用出来るものとし、監督員と別途協議するものとする。</p> <p style="text-align: center;">かごマット用かご網の規格表 (かご厚・50 cm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材 名</th> <th colspan="2">網 線 径</th> <th colspan="2">枠及び骨線径</th> <th rowspan="2">網 目 径</th> </tr> <tr> <th>外 形</th> <th>心線径</th> <th>外 形</th> <th>心線径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓋 金 網</td> <td>5.0 mm</td> <td>4.0 mm</td> <td>6.0 mm</td> <td>5.0 mm</td> <td>菱形 65 mm</td> </tr> <tr> <td>その他の金網</td> <td>4.0 mm</td> <td>3.2 mm</td> <td>6.0 mm</td> <td>5.0 mm</td> <td>菱形 100 mm</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">かごマット用かご網の規格表 (かご厚・30 cm)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材 名</th> <th colspan="2">網 線 径</th> <th colspan="2">枠及び骨線径</th> <th rowspan="2">網 目 径</th> </tr> <tr> <th>外 形</th> <th>心線径</th> <th>外 形</th> <th>心線径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓋 金 網</td> <td>4.0 mm</td> <td>3.2 mm</td> <td>5.0 mm</td> <td>4.0 mm</td> <td>菱形 65 mm</td> </tr> <tr> <td>その他の金網</td> <td>3.2 mm</td> <td>2.6 mm</td> <td>4.0 mm</td> <td>3.2 mm</td> <td>菱形 75 mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 線材は亜鉛+アルミ合金メッキ線にポリエチレン系の合成樹脂を押し出し方式により被覆した線とし、品質規格等は2に適合するものとする。</p>	部 材 名	網 線 径		枠及び骨線径		網 目 径	外 形	心線径	外 形	心線径	蓋 金 網	5.0 mm	4.0 mm	6.0 mm	5.0 mm	菱形 65 mm	その他の金網	4.0 mm	3.2 mm	6.0 mm	5.0 mm	菱形 100 mm	部 材 名	網 線 径		枠及び骨線径		網 目 径	外 形	心線径	外 形	心線径	蓋 金 網	4.0 mm	3.2 mm	5.0 mm	4.0 mm	菱形 65 mm	その他の金網	3.2 mm	2.6 mm	4.0 mm	3.2 mm	菱形 75 mm
部 材 名	網 線 径			枠及び骨線径		網 目 径																																								
	外 形	心線径	外 形	心線径																																										
蓋 金 網	5.0 mm	4.0 mm	6.0 mm	5.0 mm	菱形 65 mm																																									
その他の金網	4.0 mm	3.2 mm	6.0 mm	5.0 mm	菱形 100 mm																																									
部 材 名	網 線 径		枠及び骨線径		網 目 径																																									
	外 形	心線径	外 形	心線径																																										
蓋 金 網	4.0 mm	3.2 mm	5.0 mm	4.0 mm	菱形 65 mm																																									
その他の金網	3.2 mm	2.6 mm	4.0 mm	3.2 mm	菱形 75 mm																																									

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)																																																											
<p>第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-5 特殊かごマット (被覆鉄線使用)</p> <p>○1-13-3 かごマットに統合したことにより削除</p>	<p>(削除)</p>	<p>③ 網線と枠線との結び合わせは、1.5回以上直接巻き付けた形式で、線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については1.5回以上巻きとするが、リング状に加工してもよいものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。</p> <p>④ 連結の方法はコイル式としコイルの規格は下表のとおりとする。コイルで連結する長さは、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、および全構造の外周部については接続長の全長を連結するものとする。その他の部分は接続長の1/2以上 (1本/m) を連結するものとする。また、連結終了時のコイル線の両端末は内側に向けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">連結コイル線</p> <table border="1" data-bbox="1676 478 2730 604"> <thead> <tr> <th>線 径</th> <th>コイル径</th> <th>連結支 点の 間 隔</th> <th>コイル長</th> <th rowspan="2">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 mm以上</td> <td>50 mm以下</td> <td>80 mm以下</td> <td>(高さ方向 30 mm) (その他) 50 cm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は、かご厚 30 cmの場合</p> <p>2. 線材の品質・規格および管理試験等は下表によるものとする。</p> <p>① 心線部 (亜鉛・アルミ合金メッキ線)</p> <table border="1" data-bbox="1647 730 2754 1354"> <thead> <tr> <th rowspan="2">心線部</th> <th>試験場所</th> <th>試験項目</th> <th>規 格 値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">メッキ工場</td> <td rowspan="5">線 径</td> <td rowspan="5">引張強さ</td> <td rowspan="5"> <math display="block">\left\{ \begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right\} \text{※1}</math> </td> <td rowspan="5">JIS G 3547 準拠</td> <td rowspan="5">5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">メッキ成分</td> <td rowspan="4">アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下</td> <td rowspan="4">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td rowspan="4">5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">メッキ付着量</td> <td rowspan="3">300 g / m<sup>2</sup>以上</td> <td rowspan="3">JIS H 0401 準拠</td> <td rowspan="3">5 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">メッキ成分</td> <td rowspan="2">アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下</td> <td rowspan="2">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td rowspan="2">200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">メッキ付着量</td> <td rowspan="1">300 g / m<sup>2</sup>以上</td> <td rowspan="1">JIS H 0401 準拠</td> <td rowspan="1">200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">公的機関</td> <td rowspan="5">線 径</td> <td rowspan="5">引張強さ</td> <td rowspan="5"> <math display="block">\left\{ \begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right\} \text{※1}</math> </td> <td rowspan="5">JIS G 3547 準拠</td> <td rowspan="5">200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">メッキ成分</td> <td rowspan="4">アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下</td> <td rowspan="4">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td rowspan="4">200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">メッキ付着量</td> <td rowspan="3">300 g / m<sup>2</sup>以上</td> <td rowspan="3">JIS H 0401 準拠</td> <td rowspan="3">200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">メッキ成分</td> <td rowspan="2">アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下</td> <td rowspan="2">原子吸光分析法又は ICP 発光分析法</td> <td rowspan="2">200 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">メッキ付着量</td> <td rowspan="1">300 g / m<sup>2</sup>以上</td> <td rowspan="1">JIS H 0401 準拠</td> <td rowspan="1">200 巻線に 1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約1tとする。)</p> <p>※ : { } 書きは 30 cm規格, [ ] 書きは 50 cm規格</p>	線 径	コイル径	連結支 点の 間 隔	コイル長	(略)	5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	(高さ方向 30 mm) (その他) 50 cm以上	心線部	試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度	メッキ工場	線 径	引張強さ	$\left\{ \begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	5 巻線に 1 回	メッキ付着量	300 g / m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	5 巻線に 1 回	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回	メッキ付着量	300 g / m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回	公的機関	線 径	引張強さ	$\left\{ \begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回	メッキ付着量	300 g / m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回	メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回	メッキ付着量	300 g / m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回
線 径	コイル径	連結支 点の 間 隔	コイル長	(略)																																																									
5 mm以上	50 mm以下	80 mm以下	(高さ方向 30 mm) (その他) 50 cm以上																																																										
心線部	試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度																																																								
	メッキ工場	線 径	引張強さ	$\left\{ \begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回																																																							
メッキ成分							アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	5 巻線に 1 回																																																				
										メッキ付着量	300 g / m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	5 巻線に 1 回																																																
														メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回																																												
																		メッキ付着量	300 g / m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回																																								
公的機関	線 径	引張強さ	$\left\{ \begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 3.2 \pm 0.09 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.10 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.12 \text{ mm} \end{array} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回																																																								
						メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回																																																				
										メッキ付着量	300 g / m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回																																																
														メッキ成分	アルミ 10%以上 亜鉛 90%以下	原子吸光分析法又は ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回																																												
																		メッキ付着量	300 g / m <sup>2</sup> 以上	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回																																								

改正内容	新 (平成 26 年 10 月 1 日)	旧 (平成 25 年 10 月 1 日)																																																														
<p>第 5 編 第 1 章 築堤・護岸 1-13-5 特殊か ごマット (被覆 鉄線使用)</p> <p>○1-13-3 かご マットに統合し たことにより削 除</p>	<p>(削除)</p>	<p>② 被覆線部 (ポリエチレン系樹脂被覆線)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験場所</th> <th>試験項目</th> <th>規 格 値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被覆工場</td> <td rowspan="2">線径 (外径)</td> <td rowspan="2"> <math>\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.14 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.14 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1</math> </td> <td rowspan="2">JIS G 3543 準拠</td> <td rowspan="2">10 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td> <math>\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1</math> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>最小被膜厚さ</td> <td> <math>\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1</math> </td> <td>JIS G 3543 準拠</td> <td>10 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>接着強さ</td> <td>容易に剥離しないこと</td> <td>被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して 90° の角度で引き剥がす。</td> <td>10 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>巻付け性</td> <td>線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻付け著しい亀裂及び剥離を生じない。</td> <td>JIS G 3543 準拠</td> <td>10 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耐候性</td> <td>WS 形 3,000 時間</td> <td>JIS G 3543 準拠</td> <td>設計時 初期</td> </tr> <tr> <td></td> <td>耐塩水性 (塩水噴霧)</td> <td>1,000 時間 以上 (亀裂が入らない)</td> <td>JIS Z 3271 準拠</td> <td>1 年に 1 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公的機関</td> <td rowspan="2">線径</td> <td rowspan="2"> <math>\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.14 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.14 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1</math> </td> <td rowspan="2">JIS G 3543 準拠</td> <td rowspan="2">400 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td> <math>\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1</math> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>最小被膜</td> <td> <math>\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1</math> </td> <td>JIS G 3543 準拠</td> <td>400 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>接着強さ</td> <td>容易に剥離しないこと</td> <td>被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して 90° の角度で引き剥がす。</td> <td>400 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>巻付け性</td> <td>線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻付け著しい亀裂及び剥離を生じない。</td> <td>JIS G 3543 準拠</td> <td>400 巻線に 1 回</td> </tr> <tr> <td>線</td> <td>被覆材の材質</td> <td>ポリエチレン系樹脂</td> <td>JIS K 0117</td> <td>400 巻線に 1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1 巻線とはメッキ工場における製造単位をいい約 500 kg とする。)</p> <p>※ 1 : { } 書きは 30 cm 規格, [ ] 書きは 50 cm 規格</p>	試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度	被覆工場	線径 (外径)	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.14 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.14 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$	JIS G 3543 準拠	10 巻線に 1 回	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$		最小被膜厚さ	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$	JIS G 3543 準拠	10 巻線に 1 回		接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して 90° の角度で引き剥がす。	10 巻線に 1 回		巻付け性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3543 準拠	10 巻線に 1 回		耐候性	WS 形 3,000 時間	JIS G 3543 準拠	設計時 初期		耐塩水性 (塩水噴霧)	1,000 時間 以上 (亀裂が入らない)	JIS Z 3271 準拠	1 年に 1 回	公的機関	線径	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.14 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.14 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$	JIS G 3543 準拠	400 巻線に 1 回	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$		最小被膜	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$	JIS G 3543 準拠	400 巻線に 1 回		接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して 90° の角度で引き剥がす。	400 巻線に 1 回		巻付け性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3543 準拠	400 巻線に 1 回	線	被覆材の材質	ポリエチレン系樹脂	JIS K 0117	400 巻線に 1 回
試験場所	試験項目	規 格 値	試験方法	試験の頻度																																																												
被覆工場	線径 (外径)	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.14 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.14 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$	JIS G 3543 準拠	10 巻線に 1 回																																																												
					$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$																																																											
	最小被膜厚さ	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$	JIS G 3543 準拠	10 巻線に 1 回																																																												
	接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して 90° の角度で引き剥がす。	10 巻線に 1 回																																																												
	巻付け性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3543 準拠	10 巻線に 1 回																																																												
	耐候性	WS 形 3,000 時間	JIS G 3543 準拠	設計時 初期																																																												
	耐塩水性 (塩水噴霧)	1,000 時間 以上 (亀裂が入らない)	JIS Z 3271 準拠	1 年に 1 回																																																												
公的機関	線径	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.12 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.14 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.14 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$	JIS G 3543 準拠	400 巻線に 1 回																																																												
					$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$																																																											
	最小被膜	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20 \text{ mm} \\ 4.0 \pm 0.27 \text{ mm} \\ 5.0 \pm 0.34 \text{ mm} \\ 6.0 \pm 0.34 \text{ mm} \end{array} \right\} \times 1$	JIS G 3543 準拠	400 巻線に 1 回																																																												
	接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して 90° の角度で引き剥がす。	400 巻線に 1 回																																																												
	巻付け性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3543 準拠	400 巻線に 1 回																																																												
線	被覆材の材質	ポリエチレン系樹脂	JIS K 0117	400 巻線に 1 回																																																												



共通仕様書土木工事編 [ I ] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)
<p>第5編 第1章 築堤・護岸 1-13-5 特殊かごマット (被覆鉄線使用)</p> <p>○1-13-3 かごマットに統合したことにより削除</p>	<p>(削除)</p>	<p>3. 現場搬入時のかご網ユニット製品については、底網、蓋網、側網および仕切網ごとに、そのユニットの網線に使用した線材の製造過程における「メッキ工場名とメッキ線製造年月日」及び「被覆工場名と被覆線製造年月日」を記載した「表示標」をつけること。</p> <p>4. 現地においては、施工面積2,000㎡ごと、または2,000㎡に満たない場合は1工事単位ごとに、監督員が1枚摘出して指示する「表示標」に記載されている線材について、各々に該当する工事における品質試験結果を提出すること。さらに、同「表示標」に示されている線材番号に近い番号の線材に関する公的機関における品質試験結果を提出すること。</p> <p>5. 枠線、骨材、コイル線について、工事単位ごとにメッキ工場、公的機関における品質試験結果を提出すること。</p> <p>6. 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。</p>

共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)																																										
土木工事施工管理基準及び規格値 [矢板工]  ○測定項目の文言と整合を図るための記号の追記	土木工事施工管理基準及び規格値 単位：mm	土木工事施工管理基準及び規格値 単位：mm																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">測定基準</th> <th style="width: 30%;">測定箇所</th> <th style="width: 40%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。            変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。         </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)			(略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">測定基準</th> <th style="width: 30%;">測定箇所</th> <th style="width: 40%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。            変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。         </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			(略)			(略)		
	測定基準	測定箇所	摘要																																									
	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。																																											
	(略)																																											
	(略)	(略)	(略)																																									
	(略)																																											
(略)																																												
(略)																																												
測定基準	測定箇所	摘要																																										
基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。																																												
(略)																																												
(略)	(略)	(略)																																										
(略)																																												
(略)																																												
(略)																																												
-39-	-39-																																											

共通仕様書土木工事編 [II] (平成26年10月1日) 正誤表

改正内容	正	誤			
土木工事施工管理基準及び規格値 [植生工]  ○文言の追記	土木工事施工管理基準及び規格値	土木工事施工管理基準及び規格値			
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所	適用
	(略)		(略)		
	1 施工箇所毎(張芝、筋芝、人工張芝の法肩に施工する耳芝を含む。)		1 施工箇所毎_____		
	(略)		(略)		
	(略)		(略)		
	(略)		(略)		
	(略)		(略)		
	(略)		(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	

共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

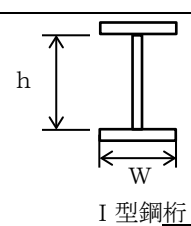
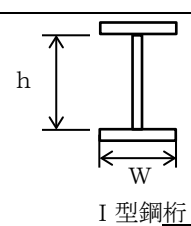
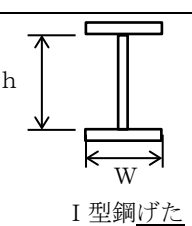
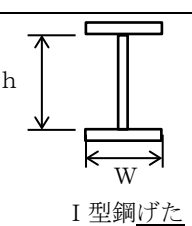
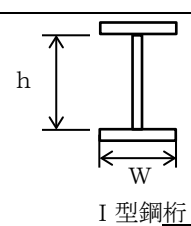
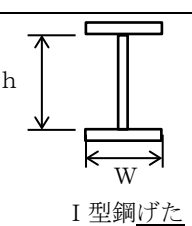
改正内容		新 (平成26年10月1日)							旧 (平成25年10月1日)							
土木工事施工管理基準及び規格値 [桁製作工] (仮組立による検査を実施する場合)  ○測定項目及び規格値の改正		土木工事施工管理基準及び規格値							土木工事施工管理基準及び規格値							
		編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目
		3	1	3	14	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  ※シュミレーション仮組立検査も含む	全長 L1 (m) 支間長 L2 (m)	$\pm(10+L1/10)$ $\pm(10+L2/10)$	3	1	3	14		桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  ※シュミレーション仮組立検査も含む	全長、支間長 L (m)	$\pm(10+L/10)$
							(略)	(略)							(略)	(略)
							(略)	(略)							(略)	(略)
							(略)	(略)							(略)	(略)
							(略)	(略)							(略)	(略)
							(略)	(略)							(略)	(略)
							(略)	(略)							(略)	(略)
							(略)	(略)							(略)	(略)
							(略)	(略)							(略)	(略)
							(略)	(略)							(略)	(略)

共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)			旧 (平成25年10月1日)				
	土木工事施工管理基準及び規格値		単位: mm	土木工事施工管理基準及び規格値		単位: mm		
土木工事施工管理基準及び規格値 [桁製作工] (仮組立による検査を実施する場合)  ○規格値等の見直しによる測定箇所 (図) の改正	測定基準		測定箇所	摘要	測定基準		測定箇所	摘要
	鋼げた等	トラス・アーチ等			鋼げた等	トラス・アーチ等		
	主げた、主構全数を測定。				主げた、主構全数を測定。			
	(略)		(略)		(略)		(略)	
	(略)		(略)		(略)		(略)	
	(略)		(略)		(略)		(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	
	(略)		(略)		(略)		(略)	
	(略)		(略)		(略)		(略)	
	(略)		(略)		(略)		(略)	
(略)		(略)	(略)		(略)			
(略)		(略)	(略)		(略)			



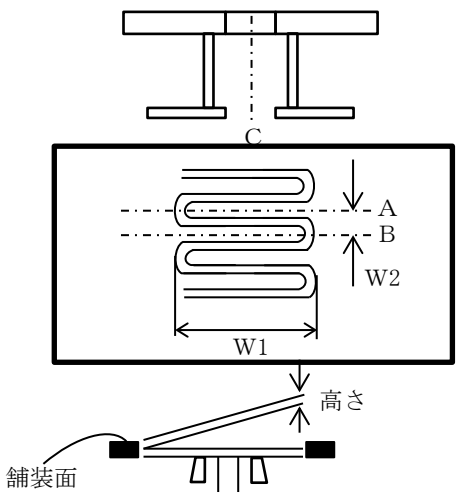
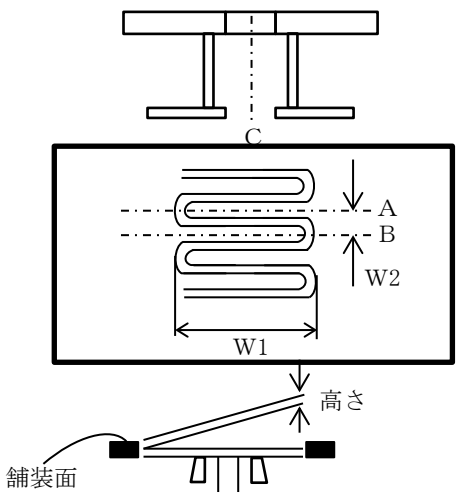
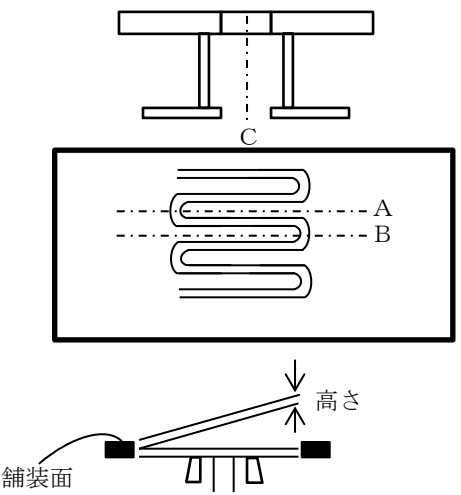
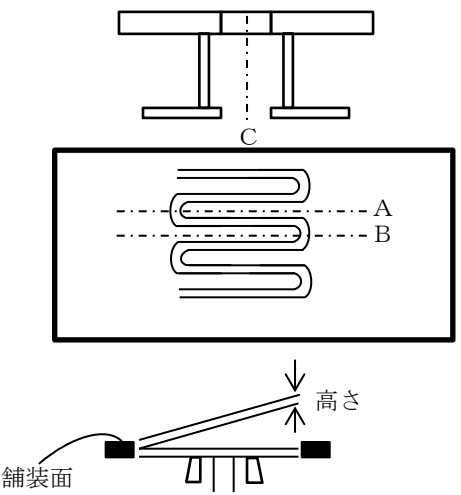
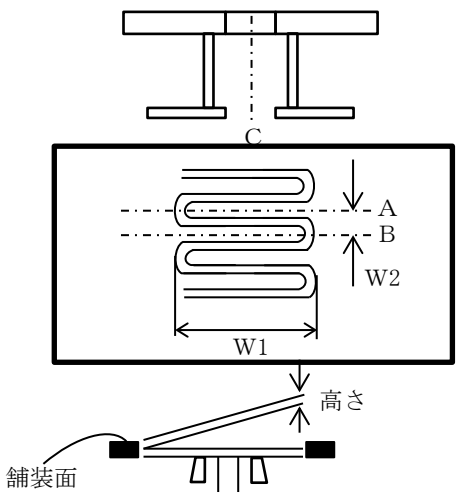
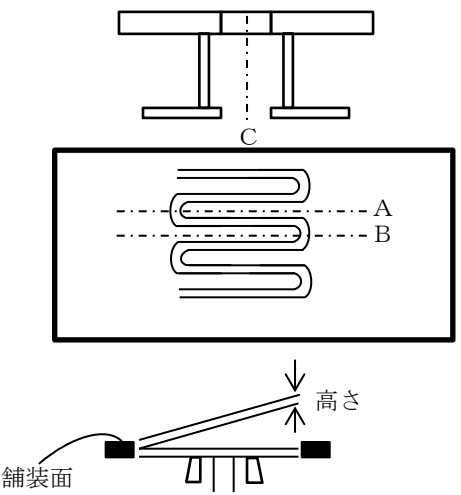
共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値	旧 (平成25年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値																								
土木工事施工管理基準及び規格値 [桁製作工] (仮組立検査を実施しない場合)  ○文言の修正	単位：mm	単位：mm																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">測定基準</th> <th style="width: 33%;">測定箇所</th> <th style="width: 33%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。</p> </td> <td style="text-align: center;">  <p>I型鋼桁</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	<p>主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。</p>	 <p>I型鋼桁</p>		(略)	(略)		(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">測定基準</th> <th style="width: 33%;">測定箇所</th> <th style="width: 33%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。</p> </td> <td style="text-align: center;">  <p>I型鋼げた</p> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	<p>主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。</p>	 <p>I型鋼げた</p>		(略)	(略)		(略)	(略)	
	測定基準	測定箇所	摘要																							
	<p>主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。</p>	 <p>I型鋼桁</p>																								
(略)	(略)																									
(略)	(略)																									
測定基準	測定箇所	摘要																								
<p>主げた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。</p>	 <p>I型鋼げた</p>																									
(略)	(略)																									
(略)	(略)																									
(略)	(略)	(略)																								
(略)	(略)	(略)																								

共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)				旧 (平成25年10月1日)														
土木工事施工管理基準及び規格値[伸縮装置工] (鋼製フィンガージョイント)	土木工事施工管理基準及び規格値				土木工事施工管理基準及び規格値														
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			
○文言の追記						伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3					伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3		
								車線方向各点誤差の相対差	3										車線方向各点誤差の相対差
								表面の凹凸	3									表面の凹凸	3
								歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2									歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2
								縦方向間隔 <u>W1</u>	±2									縦方向間隔 <u>    </u>	±2
								横方向間隔 <u>W2</u>	±5									横方向間隔 <u>    </u>	±5
								仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2									仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2
						(略)	(略)	(略)							(略)	(略)	(略)		
						(略)	(略)	(略)							(略)	(略)	(略)		
						(略)	(略)	(略)							(略)	(略)	(略)		
						(略)	(略)	(略)							(略)	(略)	(略)		
						(略)	(略)	(略)							(略)	(略)	(略)		
						(略)	(略)	(略)							(略)	(略)	(略)		
						(略)	(略)	(略)							(略)	(略)	(略)		
						(略)	(略)	(略)							(略)	(略)	(略)		

共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値	旧 (平成25年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値																														
土木工事施工管理基準及び規格値[伸縮装置工] (鋼製フィンガージョイント)  ○測定項目の見直しによる測定箇所(図)の改正	単位: mm	単位: mm																														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">測定基準</th> <th style="width: 40%;">測定箇所</th> <th style="width: 30%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。</p> </td> <td style="text-align: center;">  </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	<p>高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。</p>			(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">測定基準</th> <th style="width: 40%;">測定箇所</th> <th style="width: 30%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。</p> </td> <td style="text-align: center;">  </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	<p>高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。</p>			(略)	(略)		(略)	(略)		(略)	(略)	
	測定基準	測定箇所	摘要																													
	<p>高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。</p>																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
測定基準	測定箇所	摘要																														
<p>高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の計3点。</p>																																
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
(略)	(略)																															
	- 127 -	- 127 -																														

共通仕様書土木工事編 [Ⅱ] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)																																																																																																																																																																
土木工事施工管理基準及び規格値 [架設工] (鋼橋)  ○測定項目及び規格値の改正	土木工事施工管理基準及び規格値	土木工事施工管理基準及び規格値																																																																																																																																																																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">編</th> <th style="text-align: center;">章</th> <th style="text-align: center;">節</th> <th style="text-align: center;">条</th> <th style="text-align: center;">枝番</th> <th style="text-align: center;">工 種</th> <th style="text-align: center;">測 定 項 目</th> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"></td> <td>架設工 (鋼橋)</td> <td>全長 L1 (m) 支間長 L2 (m)</td> <td>± (20+L1/5) ± (20+L2/5)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクシ ョン架設)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>(架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値						架設工 (鋼橋)	全長 L1 (m) 支間長 L2 (m)	± (20+L1/5) ± (20+L2/5)						(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクシ ョン架設)	(略)	(略)						(架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	(略)	(略)							(略)	(略)							(略)	(略)							(略)	(略)							(略)	(略)							(略)	(略)									<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">編</th> <th style="text-align: center;">章</th> <th style="text-align: center;">節</th> <th style="text-align: center;">条</th> <th style="text-align: center;">枝番</th> <th style="text-align: center;">工 種</th> <th style="text-align: center;">測 定 項 目</th> <th style="text-align: center;">規 格 値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5"></td> <td>架設工 (鋼橋)</td> <td>全長・支間長 L (m)</td> <td>± (20+L/5)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクシ ョン架設)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>(架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値						架設工 (鋼橋)	全長・支間長 L (m)	± (20+L/5)						(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクシ ョン架設)	(略)	(略)						(架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	(略)	(略)							(略)	(略)							(略)	(略)							(略)	(略)							(略)	(略)							(略)	(略)								
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値																																																																																																																																																										
						架設工 (鋼橋)	全長 L1 (m) 支間長 L2 (m)	± (20+L1/5) ± (20+L2/5)																																																																																																																																																										
						(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクシ ョン架設)	(略)	(略)																																																																																																																																																										
						(架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	(略)	(略)																																																																																																																																																										
							(略)	(略)																																																																																																																																																										
							(略)	(略)																																																																																																																																																										
							(略)	(略)																																																																																																																																																										
							(略)	(略)																																																																																																																																																										
						(略)	(略)																																																																																																																																																											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値																																																																																																																																																											
					架設工 (鋼橋)	全長・支間長 L (m)	± (20+L/5)																																																																																																																																																											
					(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクシ ョン架設)	(略)	(略)																																																																																																																																																											
					(架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	(略)	(略)																																																																																																																																																											
						(略)	(略)																																																																																																																																																											
						(略)	(略)																																																																																																																																																											
						(略)	(略)																																																																																																																																																											
						(略)	(略)																																																																																																																																																											
						(略)	(略)																																																																																																																																																											
	- 130 -	- 130 -																																																																																																																																																																

共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値	旧 (平成25年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値			
土木工事施工管理基準及び規格値 [架設工] (鋼橋)  ○測定項目及び規格値の見直しによる測定箇所(図)の改正	単位：mm	単位：mm			
	測定基準	測定箇所	測定基準	測定箇所	摘要
	各けた毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長 (m)		各けた毎に全数測定。 L：主げた・主構の支間長 (m)		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	



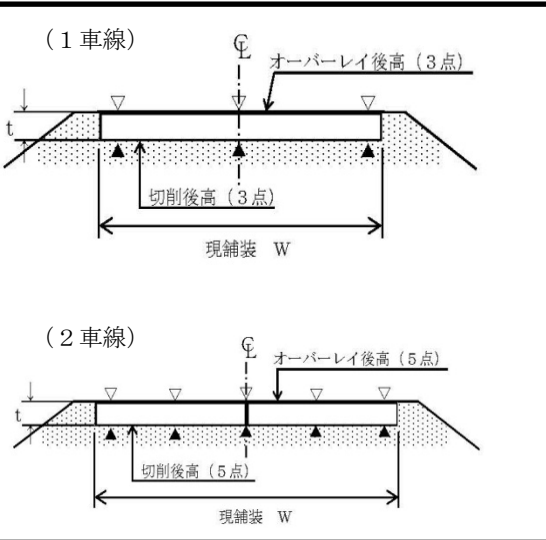
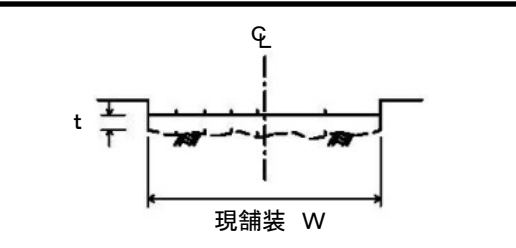
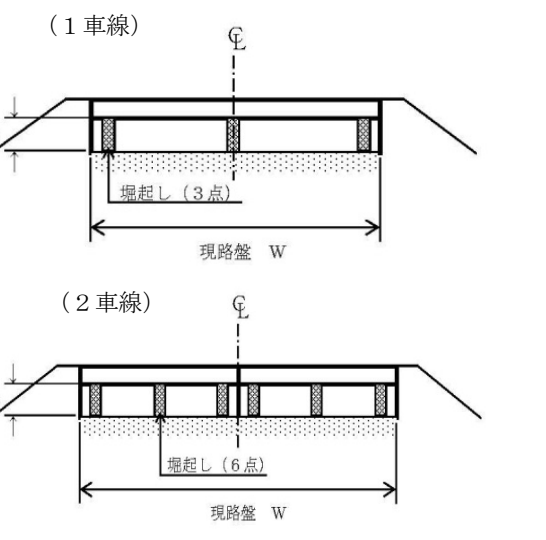
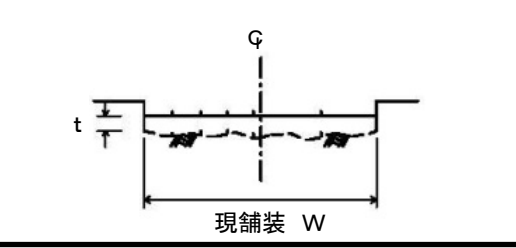
共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)				旧 (平成25年10月1日)													
土木工事施工管理基準及び規格値 [PCホロースラブ製作工]          ○測定箇所(図)と整合をかかるとの記号の追記	土木工事施工管理基準及び規格値				土木工事施工管理基準及び規格値													
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		
	(略)						(略)	(略)	(略)	(略)								
							(略)	(略)	(略)									
	(略)						(略)	(略)	(略)	(略)								
							(略)	(略)	(略)									
	PCホロースラブ製作工						基 準 高	▽	±20	PCホロースラブ製作工								
							幅	W1, W2	-5~+30							基 準 高	□	±20
							厚  さ	t	-10~+20							幅	W1, W2	-5~+30
							桁 長	ℓ	ℓ<15...±10 ℓ≥15...±(ℓ-5) かつ -30mm 以内							厚  さ	t	-10~+20
桁 長							ℓ	ℓ<15...±10 ℓ≥15...±(ℓ-5) かつ -30mm 以内	桁 長							ℓ	ℓ<15...±10 ℓ≥15...±(ℓ-5) かつ -30mm 以内	
(略)						(略)												

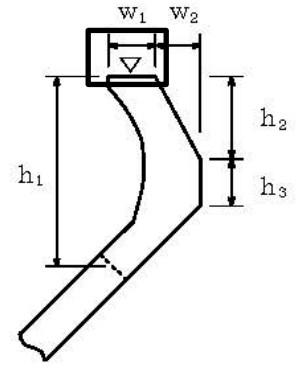
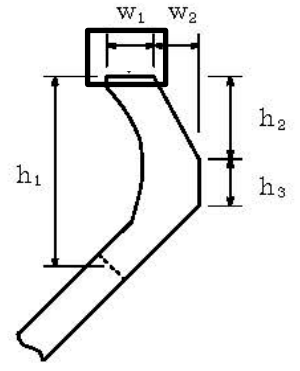
共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)				旧 (平成25年10月1日)											
	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値
土木工事施工管理基準及び規格値 [PC箱桁製作工]  ○測定箇所(図)と整合をかけるための記号の追記	共通施工 (道路関係)				PC箱桁製作工	基準高	▽	±20	共通施工 (道路関係)				PC箱桁製作工	基準高	□	±20
						幅 (上)	W1	-5~+30						幅 (上)	W1	-5~+30
						幅 (下)	W2	-5~+30						幅 (下)	W2	-5~+30
						内空幅	W3	±5						内空幅	W3	±5
						高 さ	h1	+10 -5						高 さ	h1	+10 -5
						内空幅	h2	+10 -5						内空幅	h2	+10 -5
						桁 長	ℓ	ℓ<15・・・±10 ℓ≥15・・・±(ℓ-5) かつ -30mm以内						桁 長	ℓ	ℓ<15・・・±10 ℓ≥15・・・±(ℓ-5) かつ -30mm以内
						(略)	(略)	(略)						(略)	(略)	(略)
						(略)	(略)	(略)						(略)	(略)	(略)
						(略)	(略)	(略)						(略)	(略)	(略)
					(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)		
					(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)		
					(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)		
					(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)		
					(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)		
					(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)		
					(略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)		

共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値		旧 (平成25年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値			
土木工事施工管理基準及び規格値 [切削オーバーレイ工] [路上再生工]  ○文言の修正  ○測定箇所(図)の改正	測定基準	測定箇所	単位: mm	測定基準	測定箇所	単位: mm
	厚さは40m毎に切削後とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	 <p>(1車線) 3点</p> <p>(2車線) 5点</p>	単位: mm	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。	 <p>現舗装 W</p> <p>維持工事においては、平坦生の項目を省略することができる。</p>	単位: mm
	幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。	 <p>(1車線) 3点</p> <p>(2車線) 6点</p>	単位: mm	幅は延長80m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。	 <p>現舗装 W</p>	単位: mm
			単位: mm			単位: mm

共通仕様書土木工事編 [II] 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値	旧 (平成25年10月1日) 土木工事施工管理基準及び規格値																		
土木工事施工管理基準及び規格値 [波返工]	単位：mm	単位：mm																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">測定基準</th> <th style="width: 33%;">測定箇所</th> <th style="width: 33%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	(略)	(略)		(略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">測定基準</th> <th style="width: 33%;">測定箇所</th> <th style="width: 33%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定基準	測定箇所	摘要	(略)	(略)		(略)	(略)	
	測定基準	測定箇所	摘要																	
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
測定基準	測定箇所	摘要																		
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
○測定項目の文言と整合を図るための記号の追記	<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 	<p>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1箇所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。</p> 																		

共通仕様書土木工事編 [Ⅲ] (参考資料) 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)
<p>目次</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>共通仕様書 [土木工事編Ⅲ] 目次</p> <p>(参 考 資 料)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福島県工事請負契約約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 (省略) 福島県総務部入札監理課のホームページ「建設工事等の入札に関する要綱等」のページ <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-4.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-4.html</a> ・ 仲裁合意について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ・ 建設工事紛争審査会について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ・ 福島県工事請負契約約款の解説・・・・・・・・・・・・ 6</li> <li>2. 様 式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10</li> <li>3. レディーミクストコンクリート標準仕様基準 現場コンクリートの配合 (参考)・・・・・・・・・・・・ 153</li> <li>4. 保安施設設備基準 (道路)・・・・・・・・・・・・・・・・ 157</li> <li>5. 建設工事公衆災害防止対策要綱・・・・・・・・・・・・ 195</li> <li>6. 建設副産物適正処理推進要綱・・・・・・・・・・・・ 225</li> <li>7. 建設リサイクルガイドライン・・・・・・・・・・・・ 249</li> <li>8. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・・・・・・・・ 271</li> <li>9. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針・・・・・・・・ 281 (省略) 福島県土木部技術管理課のホームページ「共通仕様書 [土木工事編]」のページ <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html</a></li> <li>10. 土木工事安全施工技術指針・・・・・・・・・・・・ 285</li> <li>11. 建設機械施工安全技術指針・・・・・・・・・・・・ 453</li> <li>12. 工程計画管理基準 (案)・・・・・・・・・・・・ 477</li> <li>13. コンクリート工事工程における品質検査と責任区分 (参考)・・・・・・・・ 487</li> </ol>	<p>共通仕様書 [土木工事編Ⅲ] 目次</p> <p>(参 考 資 料)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福島県工事請負契約約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 (省略) 福島県総務部入札監理課のホームページ「建設工事等の入札に関する要綱等」のページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=14563">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=14563</a> ・ 仲裁合意について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ・ 建設工事紛争審査会について・・・・・・・・・・・・ 4 ・ 福島県工事請負契約約款の解説・・・・・・・・・・・・ 6</li> <li>2. 様 式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10</li> <li>3. レディーミクストコンクリート標準仕様基準 現場コンクリートの配合 (参考)・・・・・・・・・・・・ 153</li> <li>4. 保安施設設備基準 (道路)・・・・・・・・・・・・・・・・ 157</li> <li>5. 建設工事公衆災害防止対策要綱・・・・・・・・・・・・ 195</li> <li>6. 建設副産物適正処理推進要綱・・・・・・・・・・・・ 225</li> <li>7. 建設リサイクルガイドライン・・・・・・・・・・・・ 249</li> <li>8. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・・・・・・・・ 271</li> <li>9. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針・・・・・・・・ 281 (省略) 福島県土木部技術管理課のホームページ「共通仕様書 [土木工事編]」のページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=21638">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=21638</a></li> <li>10. 土木工事安全施工技術指針・・・・・・・・・・・・ 285</li> <li>11. 建設機械施工安全技術指針・・・・・・・・・・・・ 453</li> <li>12. 工程計画管理基準 (案)・・・・・・・・・・・・ 477</li> <li>13. コンクリート工事工程における品質検査と責任区分 (参考)・・・・・・・・ 487</li> </ol>
<p>目次</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p> <p>○文言の修正及びホームページアドレスの改正</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>14. NATM 計測要領 (参考)・・・・・・・・・・・・・・・・ 489 (省略) 福島県土木部技術管理課のホームページ「共通仕様書 [土木工事編]」のページ <a href="http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html">http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html</a></li> <li>15. アルカリ骨材反応抑制対策実施要領 (参考)・・・・・・・・ 493</li> <li>16. コンクリート中の塩化物総量規制実施要領 (参考)・・・・・・・・ 505</li> <li>17. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (参考)・・・・・・・・ 511</li> <li>18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱・・・・・・・・ 521 (省略) 福島県総務部入札監理課のホームページ 「福島県発注工事における元請・下請関係の適正化について」のページ <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-6.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-6.html</a></li> <li>19. 工事現場における施工体制点検マニュアルについて・・・・・・・・ 523 福島県土木部技術管理課のホームページ「監督・検査・成績評定関係」ページ <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/kantoku-kensa-seiseki.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/kantoku-kensa-seiseki.html</a></li> <li>20. 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度について・・・・・・・・ 527</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>14. NATM 計測要領 (参考)・・・・・・・・・・・・・・・・ 489 (省略) 福島県土木部技術管理課のホームページ「共通仕様書 [土木工事編]」のページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=21638">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=21638</a></li> <li>15. アルカリ骨材反応抑制対策実施要領 (参考)・・・・・・・・ 493</li> <li>16. コンクリート中の塩化物総量規制実施要領 (参考)・・・・・・・・ 505</li> <li>17. レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (参考)・・・・・・・・ 511</li> <li>18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱・・・・・・・・ 521 (省略) 福島県総務部入札監理課のホームページ 「福島県発注工事における元請・下請関係の適正化について」のページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=15048">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=15048</a></li> <li>19. 工事現場における施工体制点検マニュアルについて・・・・・・・・ 523 福島県土木部技術管理課のホームページ「技術管理課トップ」ページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=19848">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=19848</a></li> <li>20. 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度について・・・・・・・・ 527</li> </ol>



共通仕様書土木工事編 [Ⅲ] (参考資料) 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)
<p>1. 福島県工事請負契約約款 (表紙)</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>1. 福島県工事請負契約約款</p> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「建設工事等の入札に関する要綱等」のページ  <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-4.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-4.html</a>                      において確認すること。</p>	<p>1. 福島県工事請負契約約款</p> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「建設工事等の入札に関する要綱等」のページ  <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=14563">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=14563</a>                      において確認すること。</p>
<p>2. 様式</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>債権譲渡承諾依頼書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式1)</p> <p>債権譲渡契約証書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式2)</p> <p>債権譲渡通知書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式3)</p> <p>工事履行報告書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式4)</p> <p>支払状況・支払計画書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式5)</p> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「工事等入札関係様式」のページ  <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-5.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-5.html</a>                      において確認すること。</p> <p style="text-align: center;">-21-</p>	<p>債権譲渡承諾依頼書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式1)</p> <p>債権譲渡契約証書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式2)</p> <p>債権譲渡通知書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式3)</p> <p>工事履行報告書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式4)</p> <p>支払状況・支払計画書 (工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領 様式5)</p> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「工事等入札関係様式」のページ  <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=14556">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=14556</a>                      において確認すること。</p> <p style="text-align: center;">-21-</p>
<p>2. 様式</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>下請工事契約時チェックリスト (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第1号)</p> <p>元請・下請関係者一覧表 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第2号)</p> <p>下請工事完了後チェックリスト (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第3号)</p> <p>下請通知書 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第4号)</p> <p>下請報告書 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第4号)</p> <p>施工体制台帳 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第1号)</p> <p>工事担当技術者 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第2号)</p> <p>施工体系図 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第3号)</p> <p>福島県発注工事 下請 110 番通報票 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式)</p> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「福島県発注工事における元請・下請関係の適正化について」のページ  <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-6.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-6.html</a>                      において確認すること。</p> <p style="text-align: center;">-22-</p>	<p>下請工事契約時チェックリスト (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第1号)</p> <p>元請・下請関係者一覧表 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第2号)</p> <p>下請工事完了後チェックリスト (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第3号)</p> <p>下請通知書 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第4号)</p> <p>下請報告書 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 様式第4号)</p> <p>施工体制台帳 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第1号)</p> <p>工事担当技術者 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第2号)</p> <p>施工体系図 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式第3号)</p> <p>福島県発注工事 下請 110 番通報票 (福島県元請・下請関係適正化指導要綱 参考様式)</p> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「福島県発注工事における元請・下請関係の適正化について」のページ  <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=15408">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=15408</a>                      において確認すること。</p> <p style="text-align: center;">-22-</p>



共通仕様書土木工事編 [Ⅲ] (参考資料) 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)
2. 様式	<p>工事現場等における事故発生報告書 (福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱 様式2-1~3)</p> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「建設工事等の入札に関する要綱等」のページ <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-4.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-4.html</a> において確認すること。</p> <p style="text-align: center;">-149-</p>	<p>工事現場等における事故発生報告書 (福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱 様式2-1~3)</p> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「建設工事等の入札に関する要綱等」のページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=14563">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=14563</a> において確認すること。</p> <p style="text-align: center;">-149-</p>
9. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 (表紙)	<p>9. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>建設省官技発 第160号 昭和49年7月10日 建設事務官</p> </div> <p>福島県土木部技術管理課のホームページ「共通仕様書〔土木工事編〕」のページ <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html</a> において確認する。</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>9. 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>建設省官技発 第160号 昭和49年7月10日 建設事務官</p> </div> <p>福島県土木部技術管理課のホームページ「共通仕様書〔土木工事編〕」のページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=21638">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=21638</a> において確認する。</p>
14. NATM計測要領(参考) (表紙)	<p>14. NATM計測要領 (参考)</p> <p>福島県土木部技術管理課のホームページ「共通仕様書〔土木工事編〕」のページ <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/shiyousho-kouji.html</a> において確認する。</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>14. NATM計測要領 (参考)</p> <p>福島県土木部技術管理課のホームページ「共通仕様書〔土木工事編〕」のページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=21638">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=21638</a> において確認する。</p>
18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱 (表紙)	<p>18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>昭和57年3月31日 制定 57農林第302号 農地林務部長 通知 57監 第252号 土木部長</p> </div> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「福島県発注工事における元請・下請関係の適正化について」のページ <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-6.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/0115c/nyusatsu-6.html</a> において確認すること。</p> <p>○メールアドレスの改正</p>	<p>18. 福島県元請・下請関係適正化指導要綱</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>昭和57年3月31日 制定 57農林第302号 農地林務部長 通知 57監 第252号 土木部長</p> </div> <p>福島県総務部入札監理課のホームページ「福島県発注工事における元請・下請関係の適正化について」のページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=15408">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=15408</a> において確認すること。</p>

共通仕様書土木工事編 [Ⅲ] (参考資料) 新旧対照表

改正内容	新 (平成26年10月1日)	旧 (平成25年10月1日)
<p>19. 工事現場における施工体制点検マニュアルについて (表紙)</p> <p>○文言の修正 ○ホームページアドレスの改正</p>	<p>19. 工事現場における 施工体制点検マニュアルについて</p> <p>福島県土木部技術管理課のホームページ 「監督・検査・成績評定関係」ページ <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/kantoku-kensa-seiseki.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/41025b/kantoku-kensa-seiseki.html</a> において確認すること。</p>	<p>19. 工事現場における 施工体制点検マニュアルについて</p> <p>福島県土木部技術管理課のホームページ 「技術管理課トップ」ページ <a href="http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=19848">http://wwwcms.pref.fikusima.jp/pcp-portal/contents?CONTENTS_ID=19848</a> において確認すること。</p>
<p>20. 産業廃棄物管理票交付等状況報告制度について</p> <p>○ホームページアドレスの改正</p>	<p>(6) 区間を区切って運搬を委託した場合 (積み替え保管を行う場合) 又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についても全て記入してください。</p> <p>(7) 産業廃棄物の排出量は重量(トン)で報告することになります。重量の把握が困難な場合には、「換算係数」に基づき、体積を重量(トン)に直して記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>なお、「報告書様式」「日本標準産業分類中分類」、「換算係数」、「報告書の作成例」など、詳しい内容については、県のホームページ (生活環境部 産業廃棄物課) をご確認ください。 <a href="http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku.041.html">http://www.pref.fikusima.lg.jp/sec/16045b/haikibutsutaisaku.041.html</a></p> </div> <p>4 報告書の提出先及び留意点</p> <p>(1) 報告書は産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する地方振興局環境課に毎年6月30日までに前年度の実績を提出してください。(いわき市又は郡山市に事業場がある場合は、それぞれの市に提出してください。) 例えば、平成21年度の場合は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までに交付した manifests について平成22年6月30日までに報告することとなる。</p> <p>(2) 同じ法人でも、複数の事業場が、それぞれ異なる地方振興局にある場合には、事業場ごとに作成した報告書を、それぞれ管轄する地方振興局に提出してください。</p> <p>(3) 報告書 (様式第三号) は事業場ごとに作成することになりますので、複数の事業場がある場合には、その事業場の数に応じた報告書 (様式第三号) の提出が必要になります。</p> <p>(4) 3(2)により、1つの事業場にまとめた場合には、まとめた先の事業場の所在地を管轄する地方振興局に提出してください。</p> <p>(5) 提出部数は報告書 (様式第三号) を1部提出してください。</p> <p>(6) 提出方法は地方振興局環境課あて、郵送又は持参により提出してください。</p> <p>(7) 提出にあたっての留意事項</p> <p>① 提出いただいた書類はお返しできませんので、控えが必要な方は、必ず、事前に控え w p とった上で提出してください。</p> <p>② 報告書の副本を提出いただいても、受付 (押印) してお返しすることはできませんのでご了承ください。</p>	<p>(6) 区間を区切って運搬を委託した場合 (積み替え保管を行う場合) 又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についても全て記入してください。</p> <p>(7) 産業廃棄物の排出量は重量(トン)で報告することになります。重量の把握が困難な場合には、「換算係数」に基づき、体積を重量(トン)に直して記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>なお、「報告書様式」「日本標準産業分類中分類」、「換算係数」、「報告書の作成例」など、詳しい内容については、県のホームページ (生活環境部 産業廃棄物課) をご確認ください。 <a href="http://www.pref.fikusima.jp/recycle/kanrihyou/index.htm">http://www.pref.fikusima.jp/recycle/kanrihyou/index.htm</a></p> </div> <p>4 報告書の提出先及び留意点</p> <p>(1) 報告書は産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する地方振興局環境課に毎年6月30日までに前年度の実績を提出してください。(いわき市又は郡山市に事業場がある場合は、それぞれの市に提出してください。) 例えば、平成21年度の場合は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までに交付した manifests について平成22年6月30日までに報告することとなる。</p> <p>(2) 同じ法人でも、複数の事業場が、それぞれ異なる地方振興局にある場合には、事業場ごとに作成した報告書を、それぞれ管轄する地方振興局に提出してください。</p> <p>(3) 報告書 (様式第三号) は事業場ごとに作成することになりますので、複数の事業場がある場合には、その事業場の数に応じた報告書 (様式第三号) の提出が必要になります。</p> <p>(4) 3(2)により、1つの事業場にまとめた場合には、まとめた先の事業場の所在地を管轄する地方振興局に提出してください。</p> <p>(5) 提出部数は報告書 (様式第三号) を1部提出してください。</p> <p>(6) 提出方法は地方振興局環境課あて、郵送又は持参により提出してください。</p> <p>(7) 提出にあたっての留意事項</p> <p>① 提出いただいた書類はお返しできませんので、控えが必要な方は、必ず、事前に控え w p とった上で提出してください。</p> <p>② 報告書の副本を提出いただいても、受付 (押印) してお返しすることはできませんのでご了承ください。</p>